

平成29年 労働者災害補償保険法

〔問 5〕 通勤災害に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 退勤時に長男宅に立ち寄るつもりで就業の場所を出たものであれば、就業の場所から普段利用している通勤の合理的経路上の災害であっても、通勤災害とは認められない。
- B 療養給付を受ける労働者は、一部負担金を徴収されることがある。
- C 移動の途中の災害であれば、業務の性質を有する場合であっても、通勤災害と認められる。
- D 通勤災害における合理的な経路とは、住居等と就業の場所等との間を往復する場合の最短距離の唯一の経路を指す。
- E 労働者が転任する際に配偶者が引き続き就業するため別居することになった場合の、配偶者が住む居宅は、「住居」と認められることはない。

第49回(平成29年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点24点以上かつ各科目3点以上（ただし、雇用保険法及び健康保険法は2点以上）である者
 - ② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上（ただし、厚生年金保険法は3点以上）である者
- ※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
- ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

試験科目 \ 出題形式	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	⑬	⑳	⑤	⑧	⑩	A	D	C	D	B	E	B	C	B	C